|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 係 | 係長 | 課長職 | |
|  |  |  |  |
| 決裁年月日　　　　年　　 月 　　日 | | | |

第1号様式

騒音計使用申込書兼借用書

町田市長　石阪　丈一　様

使用者名

住所

電話

　騒音計貸出基準の規定を守り、下記の騒音計について責任を持って使用し、返却いたします。

記

１．　使用機器名　騒音計　RION社製（NL－22型　NL－32型　NA－60型）　1台

２．　使用期間　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日

３．　使用目的

担当課記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 貸出日　　　　年　 　月　 　日 | 返却日　　　　年　 　月　 　日 |
|  | □身分証明書〔　　　　　　　　〕 |  |
| 機器状態 | バッテリー状況　　正常　・　異常 | バッテリー状況　　正常　・　異常 |
| 傷、破損等 | 有（　　　　　　　　　　）・　無 | 有（　　　　　　　　　　）・　無 |
|  | 貸出取扱者 | 返却取扱者 |

受付兼承認印

騒音計貸出基準

2022年9月改定

（目的）

第1条　この基準は、騒音計の無償貸出について必要な事項を定め、貸出することにより、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（貸出対象）

第2条　騒音計貸出対象者は、市内に住居または事務所等を有する者とする。

（騒音計の貸出）

第3条　貸出する騒音計は別表に掲げるものとし、使用目的が適当であると認める場合に貸出することが出来る。

（貸出期間）

第4条　騒音計の貸出期間は1日を単位とし、7日以内とする。なお、7日目が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、翌営業日とすることができる。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

（貸出手続）

第5条　騒音計を使用するものは、騒音計使用申込兼借用書(第1号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用制限など）

第6条　使用者は次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

　　　　（1）騒音計を使用目的以外に使用すること。

　　　　（2）営利を目的とした使用をすること。

　　　　（3）自己が借りた騒音計を第三者に転貸すること。

2　前項の規定に違反した時は、貸出を取り消すことがある。

（使用責任）

第7条　使用者は、貸出期間中、騒音計の維持管理を十分に行わなければならない。

2　騒音計の使用上発生した事故についての責任は、市は一切負わないものとする。

（弁償義務等）

第8条　使用者は、騒音計を破損又は紛失したときは遅滞なくその旨を市長に報告し、自己の負担により原型に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。

（返却）

第9条　使用者は、貸出期間満了の日までに当該騒音計を返却しなければならない。

　別表

|  |
| --- |
| 貸出用騒音計　RION社製（NL－22型　NL－32型　NA－60型） |